

令和4年3月1日

お客様各位

北門信用金庫

「未利用口座管理手数料」の新設等について

平素は、北門信用金庫をご利用いただき誠にありがとうございます。

当金庫では、長期間利用されていない預金口座が不正に利用されることを防止するため、令和4年（2022年）4月1日より未利用口座管理手数料を新設し、口座の残高が0円（ゼロ円）となった場合、口座を解約する仕組みを導入いたします。

本手数料は、未利用状態となった口座に対する管理コストをご負担いただくものであり、**常日頃の入出金や口座振替等でお取引(ご利用)をいただいている口座から本手数料をご負担いただくことはございません。**

本手数料の対象となる口座は下記のとおりとなりますので、長期間お取引をされていない口座をお持ちの際は、ご利用の再開をお願い申し上げます。

なお、今後ご利用いただく予定のない口座につきましては、不正利用防止の観点から解約をお勧めいたします。

本手数料の対象となったお客様には、当金庫からお取引状況をお知らせしたうえで、本手数料を口座から引落としさせていただき、口座の残高が0円（ゼロ円）となった時点で、解約させていただきますのでご了承ください。

当金庫では、お客様への更なるサービス向上に努めてまいりますので、何卒ご理解賜りますようお願い申し上げます。

記

1. 未利用口座管理手数料の対象口座

次の全てを満たす口座を未利用口座といたします。

- ① 最後の預入れ（利息の元本組入れを除く）または払戻し（本手数料の引落を除く）から2年以上、預入れまたは払戻しがない普通預金口座（無利息型普通預金を含む）および貯蓄預金口座
- ② 預金残高が10,000円未満の口座
- ③ 同一店舗において、他の預り資産（定期性預金、国債、保険、投資信託等）が存在しないお客様の口座
- ④ 同一店舗において、お借入れ（カードローン契約を含む）が存在しないお客様の口座
- ⑤ 年齢が18歳以上のお客様の口座

2. 手数料のご負担について

未利用口座となったお客様には、お届けいただいているご住所へ、当金庫からご案内を事前に送付いたします。

事前通知後、一定期間経過後もお取引がない場合、年間1,200円および消費税（実質1,320円）を、当該預金口座から毎年引落しいたします。

なお、本手数料の初回引落しは、令和6年8月を予定しております。

3. 口座解約について

口座の残高が0円となった時点で当該口座を解約いたします。

ご負担いただいた未利用口座管理手数料のご返却および解約させていただいた口座の再利用には応じかねますのでご了承ください。

4. 普通預金規定および貯蓄預金規定の改正のお知らせ

次の預金規定を改正いたします。

(1) 改正する預金規定

- ① 普通預金規定（無利息型普通預金を含みます）
- ② 貯蓄預金規定

(2) 改正日

令和4年4月1日（金）

(3) 改正内容の新旧対照表

- ① 普通預金規定（無利息型普通預金を含みます） ……別紙1のとおり
- ② 貯蓄預金規定 ……別紙2のとおり

以上

「普通預金（無利息型普通預金を含む）規定」新旧対照表

新	旧
<p>17.（未利用口座手数料） <u>（1）次のすべてに該当する口座を未利用口座とし、当金庫所定の未利用口座管理手数料（以下、本条において「手数料」といいます。）をご負担いただきます。</u> <u>①預入れまたは払戻し（利息の元本組入れおよび手数料の引落しを除きます。）の利用が2年以上一度もないこと。</u> <u>②預金残高が1万円未満であること。</u> <u>③同一店舗において、定期性預金・投資信託・保険・国債などのお取引がないこと。</u> <u>④同一店舗において、お借入れがないこと。</u> <u>（2）前項の全ての条件に該当した場合、お届けの住所にご案内文書を送付します。このご案内文書の送付後、3ヶ月経過後においても取引がないときは、当該口座から払戻請求書等によらず、手数料を引き落とします。なお、翌年以降も未利用の状態が継続する場合は、同様に手数料を引き落とします。</u> <u>（3）手数料の引き落としに際し、口座残高が不足する場合は、その残高を手数料の一部として充当したうえで、通知することなく当金庫所定の方法により当該口座を解約することができるものとします。この場合、手数料の不足分を別途いただくことはありません。</u> <u>（4）ご負担いただいた手数料の返却および解約口座の再利用には応じられません。</u></p> <p>18.（規定の変更） <u>（1）この規定の各条項その他の条件は、金融情勢の状況の変化その他相当の事由があると認められる場合には、当金庫ウェブサイトへの掲載による公表その他相当の方法で周知することにより、変更できるものとします。</u> <u>（2）前項の変更は、公表等の際に定める適用開始日から適用されるものとします。</u></p> <p style="text-align: right;">以上</p>	<p>（追加）</p> <p>17.（規定の変更） <u>（1）この規定の各条項その他の条件は、金融情勢の状況の変化その他相当の事由があると認められる場合には、当金庫ウェブサイトへの掲載による公表その他相当の方法で周知することにより、変更できるものとします。</u> <u>（2）前項の変更は、公表等の際に定める適用開始日から適用されるものとします。</u></p> <p style="text-align: right;">以上</p>

※下線部が追加、変更箇所

「貯蓄預金規定」新旧対照表

新	旧
<p>19. (未利用口座手数料) <u>(1) 次のすべてに該当する口座を未利用口座とし、当金庫所定の未利用口座管理手数料(以下、本条において「手数料」といいます。)をご負担いただきます。</u> <u>①預入れまたは払戻し(利息の元本組入れおよび手数料の引落しを除きます。)の利用が2年以上一度もないこと。</u> <u>②預金残高が1万円未満であること。</u> <u>③同一店舗において、定期性預金・投資信託・保険・国債などのお取引がないこと。</u> <u>④同一店舗において、お借入れがないこと。</u> <u>(2) 前項の全ての条件に該当した場合、お届けの住所にご案内文書を送付します。このご案内文書の送付後、3ヶ月経過後においても取引がないときは、当該口座から払戻請求書等によらず、手数料を引き落とします。なお、翌年以降も未利用の状態が継続する場合は、同様に手数料を引き落とします。</u> <u>(3) 手数料の引き落としに際し、口座残高が不足する場合は、その残高を手数料の一部として充当したうえで、通知することなく当金庫所定の方法により当該口座を解約することができるものとします。この場合、手数料の不足分を別途いただくことはありません。</u> <u>(4) ご負担いただいた手数料の返却および解約口座の再利用には応じられません。</u></p> <p>20. (規定の変更) (1) この規定の各条項その他の条件は、金融情勢の状況の変化その他相当の事由があると認められる場合には、当金庫ウェブサイトへの掲載による公表その他相当の方法で周知することにより、変更できるものとします。 (2) 前項の変更は、公表等の際に定める適用開始日から適用されるものとします。</p> <p style="text-align: right;">以上</p>	<p>(追加)</p> <p>19. (規定の変更) (1) この規定の各条項その他の条件は、金融情勢の状況の変化その他相当の事由があると認められる場合には、当金庫ウェブサイトへの掲載による公表その他相当の方法で周知することにより、変更できるものとします。 (2) 前項の変更は、公表等の際に定める適用開始日から適用されるものとします。</p> <p style="text-align: right;">以上</p>

※下線部が追加・変更箇所